

高額療養費の支給簡素化について

市民課

◎高額療養費制度とは

1か月に支払った医療費が高額となり、自己負担限度額（収入に応じて設定）を超えた額を国民健康保険が**高額医療費**として払い戻しする制度

例 医療費が20,000円かかり、負担限度額が8,000円の場合

$$20,000\text{円} - 8,000\text{円} = 12,000\text{円} \text{ (高額医療費)}$$

医療機関で支払った医療費 20,000円

負担限度額8,000円

高額医療費12,000円

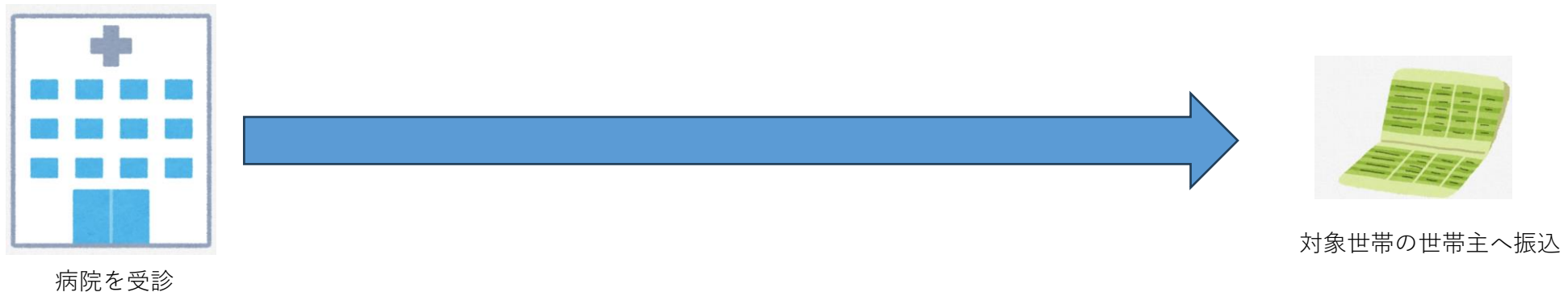
◎簡素化とは

簡素化前（令和6年1月31日まで）



※ 高額療養費が発生した月は、毎回この作業を繰り返すことになります。

簡素化後（令和6年2月1日から）



※ **1度**申請すれば、**自動的に振込**できるようになります。

◎簡素化のメリット

① 市民の申請負担軽減

1度申請されれば、変更や廃止以外は手続きはありません。

② 業務量の削減

業務量が削減され、削減された業務分、窓口対応業務等の充実を図ることが出来ます。

③ 委託料・人件費の削減

業務量が削減され、委託料や人件費が削減されます。

④ 郵便料金の削減

申請書送付が必要なくなり、郵便料金が削減されます。

◎簡素化への懸念事項

① 医療費の増加

これまで申請がなかった方、対象とならなかった方（高額医療費が1,000円未満）にも自動的に支給されることで、医療費が増加します。

② 振込手数料の増加

令和6年10月から市役所からお金を振り込む際に手数料が必要になります。支給される方が増えることで、その手数料も増加します。

③ 窓口での説明機会の減少

来庁される方が減ることで、直接説明する機会の減少

◎これまでの流れと今後のスケジュール

- ・ 令和6年2月1日 嘉麻市国民健康保険法施行規則の施行
- ・ 令和6年2月中旬 高額療養費支給簡素化窓口受付開始
※ 高額療養費勧奨通知発送時に簡素化同意書を同封
- ・ 令和6年4月25日 第1回支払